

申告書等閲覧サービスの実施について

税務署では、申告書等の控えを紛失するなどした納税者の皆様が過去の申告事績等を確認して今後の適正な申告書等の作成を行う場合に、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」という行政目的にかなう範囲で、税務署に提出されている申告書等（各種申請書、届出書、請求書を含みます。）を閲覧に供するサービスを実施しています。

この閲覧サービスは、個人情報を保護する観点から次の要領で実施します。

【実施要領】

1 閲覧申請の受付

閲覧申請は、納税地を所轄する税務署（酒税については、酒類販売場等の所在地を所轄する税務署を含みます。）の管理運営部門又は管理運営・徴収部門（いずれも設置されていない税務署では総務課）の窓口で受け付けます。

2 閲覧サービスの対象文書

所得税申告書、法人税申告書、消費税及び地方消費税申告書、相続税申告書、贈与税申告書、酒税納税申告書、間接諸税の申告書、各種申請書、届出書、請求書、報告書等及び納税者がこれらの申告書等に添付して提出された書類（例えば、青色申告決算書や収支内訳書などをいい、所得税申告書に添付された医療費の領収書等を除きます。）

3 閲覧申請者の範囲等

申告書等の閲覧は、納税者本人（納税者には酒類販売業者等を含みます。）又はその代理人が行うことができます。

なお、次に掲げる場合には、納税者本人は、それぞれ次に掲げる方が該当します。

- (1) 法人（人格のない社団等を含みます。）が提出した申告書等を閲覧される場合：法人の代表者（代表清算人及び破産管財人を含みます。）
- (2) 納税者の方が申告書等を提出する前に亡くなられた場合で相続人の方が提出した申告書等又は亡くなられた方が生前に提出した申告書等を閲覧される場合：相続人

また、代理人の範囲は次のとおりです。

- ・ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- ・ 配偶者及び4親等以内の親族
- ・ 納税管理人
- ・ 税理士、弁護士、行政書士（行政書士については、その業務として作成できる書類に限ります。）
- ・ 当該法人の役員又は従業員

4 閲覧申請時に必要な書類等

〈納税者本人が閲覧を申請される場合〉

- (1) 閲覧申請書に記載された閲覧申請をされる方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている①運転免許証、②健康保険等の被保険者証、③外国人登録証明書、④住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード又は⑤法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧申請をされる方が本人であることを確認することができるものがが必要です。
- (2) 次に掲げる申告書等を閲覧される場合には、それぞれ次の書類が必要となります。

① 共同で提出された相続税申告書

その全体の閲覧を希望される場合には、閲覧申請をされる方以外の相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書（申請日前30日以内に発行されたもの）の添付が必要です。

- ② 納税者が申告書を提出する以前に亡くなられたために相続人の方が提出された申告書（準確定申告書）

共同で提出した準確定申告書を閲覧される場合は、閲覧される方を除く共同提出した相続人全員の委任状及び印鑑登録証明書（申請日前 30 日以内に発行されたもの）が必要です。

単独で提出された場合には委任状等は不要です。

- ③ 亡くなられた方が生前に提出していた申告書等

相続人全員を明らかにする戸籍謄（抄）本並びに閲覧される方を除く相続人全員の委任状及び印鑑登録証明書（申請日前 30 日以内に発行されたもの）が必要です。

- * 運転免許証等により、顔写真で本人であることを照合できる場合を除き、いくつかの質問をさせて頂くなどして本人であることを確認させていただきます。また、運転免許証などの本人確認書類については、閲覧事績の保管のためにコピーをさせていただきます。

<代理人が閲覧を申請される場合>

前記の<納税者本人が閲覧を申請される場合>の(1)に記載した書類のいずれか並びに納税者本人の実印（法人が作成した申告書等の場合、当該法人の（登記所への）届出印も可。）を押印した委任状（未成年者又は成年被後見人の法定代理人を除きます。）及び印鑑登録証明書（申請日前 30 日以内に発行されたもの。未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び納税管理人を除きます。）に加えて、次の書類の提出又は提示が必要です。

- ・ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人の場合：戸籍謄（抄）本、家庭裁判所の証明書又は登記事項証明書で申請日前 30 日以内に発行されたもの
 - ・ 配偶者及び 4 親等以内の親族の場合：戸籍謄（抄）本若しくは住民票の写しで申請日前 30 日以内に発行されたもの又は健康保険等の被保険者証等で本人との親族関係が確認できるもの
 - ・ 納税管理人の場合：納税管理人の届出書
 - ・ 税理士、弁護士、行政書士の場合：税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票
 - ・ 当該法人の役員又は従業員である場合：役員又は従業員の地位を証する書類
- * 税理士証票、運転免許証等により顔写真で本人であることを照合できる場合を除き、いくつかの質問により代理人本人であることを確認させて頂くほか、納税者本人に対して電話により委任の事実を確認することがあります。また、運転免許証などの本人確認書類については、閲覧事績の保管のためにコピーをさせていただきます。

また、税理士又は弁護士が代理する場合、申告書等の閲覧の代理は税務代理行為に当たりませんので、申告書等に添付した税務代理権限証書に基づく閲覧はできず、本人からの委任状等が別途必要になります。

なお、亡くなられた方が生前に提出した申告書等を閲覧される場合、相続人全員を明らかにする戸籍謄（抄）本並びに相続人全員の委任状及び印鑑登録証明書（申請日前 30 日以内に発行されたもの）が必要です。

さらに、納税者の方が申告書等を提出する以前に亡くなられたために相続人の方が提出した申告書（準確定申告書）を閲覧される場合、相続人全員の委任状及び印鑑登録証明書（申請日前 30 日以内に発行されたもの）が必要です（単独で提出された場合には当該提出者の委任状及び印鑑登録証明書で足りません）。

5 申告書等の写しの交付について

申告書等の写しの交付は、下記の理由から実施いたしません。

- ・ 本サービスは申告書の作成等に資するために実施しており、閲覧により当該目的を達成できること
- ・ 申告書等の写しを交付する場合、目的外に当該写しを流用されることを防止できないこと（あくまでも行政目的の範囲内で実施するものであり、利用目的を問わずに実施するものではないこと）
- ・ （融資を受けるためといった）個人又は法人に固有の目的のために謄写費用や事務量を負担することは公平性の観点から制約があること

同様の趣旨から、閲覧して書き写した内容が原本と相違ないことを証明するといったことも行っておりません。